主

原判決中被告人等に対する有罪部分を破棄する。 被告人両名を各懲役壱年及び罰金弍拾万円に処する。

但しこの裁判確定の日からいずれも参年間右懲役刑の執行を猶予する。 右罰金を完納することができないときは金千円を壱日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。原審における訴訟費用中証人A、同B、同C、同D、同E、同F、同G、同Hに対し支給した分を除きその余は被告人両名及び原審相被告人Iの連帯負担とし、当審における訴訟費用は被告人両名の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は被告人両名の弁護人岸達也、元田弥三郎、松島政義連名提出の 控訴趣意書並びに弁護人松島政義提出の追加控訴趣意書に記載されたとおりである から、いずれもここにこれを引用しこれに対し次のように判断する。

弁護人岸達也外二名連名の控訴趣意第四点について

次に本件記録に徴するに「J」の証人尋問調書は存在ぜずJとKは別個の実在人であることは所論のとおりであるから、原判決が判示事実の証拠としてJの各証人尋問調書と表示したのは粗漏の譏を免れないが、判示事実と本件記録とを対照すれば右JとあるのはKの誤記と認めるのが相当であつて、これを以て直ちに虚無の証拠を罪証に供した違法があるとは解せられない。故に論旨はすべて理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 荒川省三)